京都大学新聞

学生団体
京都大学新聞社
京都市左京区吉田
京都大学構内
(761)2054 直通
(751)2111 (内線2571)
振替・京都3909
（1部30円　1年間1,000円）

竹本処分審査

幻の6・28庶務課捜索

売り渡された申請

参考人・代理人の訴え

黙殺から捜査協力へ

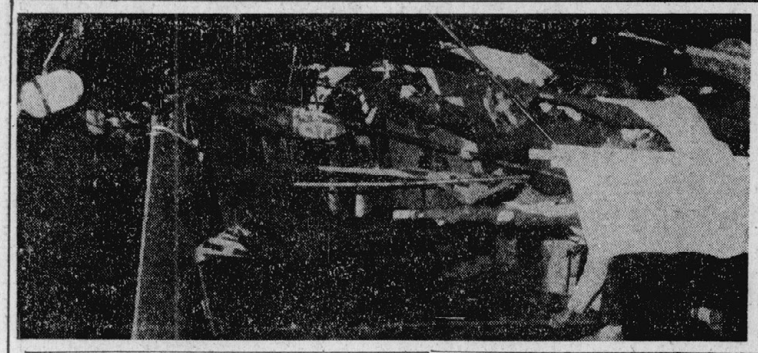

審査の新しい事態

一月十六日以来、評議会で継続審議として審査が進行している経済学部竹本信弘助手（筆名海田信）に対する分限処分審査が、今や重大局面にのりあげつつある。われわれはこの暗雲を真に暗雲たらしめるべく、全学の教官、職員、院生、学生に、そして全国の闘う学生、労働者、教官に、竹本処分審査の現況を報告しておきたい。

単刀直入に事実の核心を報告しよう。六月二十八日と言えば、京都大学では教養部の池田浩士助教授の研究室および自宅が強制捜索された日である。そのことは、商業新聞にも報道され、周知のことと思う。（注＝京都大学新聞六月十六日号参照のこと。捜索の情況が詳細に報告されている。）この日は、池田助教授の自宅、研究室のみならず、全国五都府県九カ所が捜索されている。この件については後で詳しく解れることにして、前に進もう。

六月二十八日の教養部捜索の後はじめて開かれた七月三日の評議会で、総長および事務局長から意外な事実が評議会に報告された。即ち、「六月二十八日の池田助教授の自宅・研究室の捜索と同時に並行して、本部時計台の庶務部庶務課が捜索され、竹本処分審査に関する若干の書類が警察に押収されたこと」という報告である。

この報告に続いて、浦和地裁が発行した差押許可状と、京都府警の発行する押収品目録交付書が読みあげられた。多くの評議員が驚かされ、あっけにとられている間にその日の評議会は閉会となった。

六月二十八日の教養部捜索の事態を重く見て、抗議行動が展開されたこの評議会での総長、事務局長の報告が、各学部教授会に報告されるにつれて、知れ渡ってきた。竹本処分に反対する学生たちは、七月十日本部時計台に行き、事務局長、庶務部長、庶務課長に抗議するため、面会を求めた。この三人は、評議会に常時出席する、いわば、評議会事務局の役を実質上担っている。その日、事務局長は総長とともに京院祐二の国交のため教文センターにおり不在であったが、庶務部長稲葉健治と庶務課長馬越鎮一の二人が学生たちの追及を受けた。

警察の竹本処分審査にからむ庶務捜索の実体を明らかにするようにという学生たちの追及に、庶務部長、庶務課長の二人は終始小役人的振舞いで事実をひた隠すことに汲々としていた。しかし、七月十日、八月十四日の警官の学内乗り入れがあった。

こうした、目に見える弾圧の陰で、世にも奇怪な事態が進行していた。六月二十八日の「清風荘の密会」が、その象徴的な事件である。

われわれは、竹本処分を完全に葬り去るために、ここに同学会によって糾明された「六月事件」の背後に隠れた、全学の教職員、学生、そして全国の闘う労働者、学生の前に明らかにする。

（編集部）

幻の庶務課捜査

読者もすでに疑問を抱いたことと思うが、四交の場に居合わせた学生たちの眼にも写る第二に飛び込んできたのが「清風荘」という文字であった。何故に、竹本処分審査にかかわる書類が、清風荘で押収されたのか。総長が評議会で報告し、学生たちが確に聞いて本部時計台庶務部庶務課の捜索に、事務関係が整合しない。たたみかけるような学生たちの質問に、庶務部長と庶務課長は顔色一面を赤面したのである。（資料1参照）

ある。さて、学生たちに促されて馬越課長は自宅に行き、それらの書類を持って再び学生の追及の場に現われたことから、〈事件〉の全貌が少しずつ浮び出てくる。

庶務課長が提示した押収品目録を読んだ学生たちは、その始めのページを見て予期せざる事実を発見して驚いた。

その始めには、こう書かれていたのである。（資料1参照）

押収品目録

①封筒　竹本信弘から京大評議会宛　一枚
②申入書　一九七三・二・二十二付　松下昇から京大評議会宛　一枚
③京都大学学部議書　四十八・四・二十二起案文付　一枚
④四十八・四・二十四付京大評議会から松下昇宛発信文控　一枚
⑤京都大学学部議書　四十八・五・七起案（供閲）　一枚
⑥封筒　松下昇から京大評議会宛　一枚
⑦文書　四十八・五・三付　松下昇から京大評議会宛　一枚
⑧京都大学学部議書　四十八・六・六付起案（供閲）　一枚
⑨発信文控　四十八・五・二十四付京大評議会から山本光代宛　一枚
⑩封筒　山本光代から京大評議会宛　一枚
⑪文書　四十八・六・三付　松下昇から京大評議会宛　一枚
⑫封筒　山本光代から京大評議会宛　一枚
⑬陳述請求について と題する文書、四十八・二・二十四付　山本光代から京大評議会宛　一枚
⑭京都大学学部議書　四十八・四・二十三付起案文付　一枚
⑮発信文控　四十八・四・二十四付京大評議会から山本光代宛　一枚
⑯封筒　山本光代から京大評議会宛　一枚
⑰文書　山本光代から京大評議会宛　一枚
⑱京都大学学部議書　四十八・五・一付（供閲）　一枚
⑲京都大学学部議書　四十八・六・五・二十四付起案文付　五枚
⑳発信文控　四十八・五・二十四付　松下昇から京大評議会宛　一枚
㉑封筒　山本光代から京大評議会宛　一枚
㉒文書　四十八・六・三付　山本光代から京大評議会宛　一枚
㉓京都大学学部議書　四十八・六・六付（供閲）　一枚
㉔京都大学学部議書　四十八・六・九付　一枚
㉕発信文控　四十八・六・九付　京大評議会から山本光代宛　一枚
㉖封筒　山本光代から京大評議会宛　一枚
㉗京都大学学部議書　四十八・六・六付（供閲）　一枚
㉘京都大学学部議書　四十八・六・六付　一枚
㉙封筒　松下昇から京大評議会宛　一枚
㉚封筒一九七三・五・二七付　谷川正彦　一枚
〃　五・三一付　坂本守信　一枚
〃　五・三一付　宮本哲　三枚

資料1

押収品目録交付書

被疑者松下昇に対する犯人隠避被疑事件につき、本部は、昭和四十八年六月一十五日付浦和地方裁判所裁判官菊地平鉱が発した差押許可状にもとづき京都市左京区田中関田町官有地清荘において左記目録の物を押収したので目録を交付する。昭和四十八年六月一十八日。

京都府警察本部警備部警備課
司法警察員　警部補　新尾博司㊞

馬越鎮一殿
井上浩殿

別紙　押収品目録

①封筒　竹本信弘から京大評議会宛　一枚
②申入書　一九七三・二・二十二付　松下昇から京大評議会宛　一枚
③京都大学学部議書　四十八・四・二十二起案文付　一枚
④四十八・四・二十四付京大評議会から松下昇宛発信文控　一枚
⑤京都大学学部議書　四十八・五・七起案（供閲）　一枚
⑥封筒　松下昇から京大評議会宛　一枚
⑦文書　四十八・五・三付　松下昇から京大評議会宛　一枚
⑧京都大学学部議書　四十八・六・六付起案（供閲）　一枚
⑨発信文控　四十八・五・二十四付京大評議会から山本光代宛　一枚
⑩封筒　山本光代から京大評議会宛　一枚
⑪文書　四十八・六・三付　山本光代から京大評議会宛　一枚
⑫封筒　山本光代から京大評議会宛　一枚
⑬陳述請求について と題する文書、四十八・二・二十四付　山本光代から京大評議会宛　一枚
⑭京都大学学部議書　四十八・四・二十三付起案文付　一枚
⑮発信文控　四十八・四・二十四付京大評議会から山本光代宛　一枚
⑯封筒　山本光代から京大評議会宛　一枚
⑰文書　山本光代から京大評議会宛　一枚
⑱京都大学学部議書　四十八・五・一付（供閲）　一枚
⑲京都大学学部議書　四十八・六・五・二十四付起案文付　五枚
⑳発信文控　四十八・五・二十四付　松下昇から京大評議会宛　一枚
㉑封筒　山本光代から京大評議会宛　一枚
㉒文書　四十八・六・三付　山本光代から京大評議会宛　一枚
㉓京都大学学部議書　四十八・六・六付（供閲）　一枚
㉔京都大学学部議書　四十八・六・九付　一枚
㉕発信文控　四十八・六・九付　京大評議会から山本光代宛　一枚
㉖封筒　山本光代から京大評議会宛　一枚
㉗京都大学学部議書　四十八・六・六付（供閲）　一枚
㉘京都大学学部議書　四十八・六・九付　一枚
㉙封筒　松下昇から京大評議会宛　一枚
㉚封筒一九七三・五・二七付　谷川正彦　一枚
〃　五・三一付　坂本守信　一枚
〃　五・三一付　宮本哲　三枚

資料2

陳述請求について

昭和四十八年一月二十八日付報等を見て、私が連絡可能な〈竹本信弘〉氏が労務法第九条二項の規定による陳述を希望し、請求しますから至急関係資料を御送り下さい。

なお参考人審議を希望していますが、右陳述成中ですから追って知らせ致します。

至急！

昭和四十八年一月二十四日

神戸市兵庫区高羽柳町10
松下昇気付
京都大学評議会殿　山本光代

資料3

「三十三品目の内容に関しては、総長の独自判断で決定したのである。二十六日（六月二十六日＝引用者注）の評議会では一切ふれていない。庶務部長が押収品目録並びに差押許可状を現認したのは、二十八日の昼である。二十七日夕方事務局長から庶務部長に電話があった。『評議会と松下昇との往復文書が押収の対象となり、明日の朝押収しにくる。その文書を総長から庶務部長にもって行くように言ったので、耳に入れておく』との内容であった。」

資料4

申入書

〈私〉は、〈竹本信弘〉氏と連絡をとることが出来、〈処分〉過程に関する行動の全てを委託されています。その慣行を、より詳細に示している資料〈〉を入れてある未開封の封筒を手許にあります。

従って、貴評議会が〈処分〉の審査をおこなう以前に、〈私〉を被疑者とする必要な措置をとること（例　前記の事情について〈私〉に関係する情報を与えること）が、法的にも不可欠でしょう。

一九七三年二月二十二日
徳島市南蔵本町二丁目九の五
山本光代　気付
京都大学評議会　御中
松下昇㊞（注）

資料5

陳述請求について

昭和四十八年一月二十八日付報等を見て、私が連絡可能な〈竹本信弘〉氏が労務法第九条二項の規定による陳述を希望し、請求しますから至急関係資料を御送り下さい。

なお参考人審議を希望していますが、右陳述成中ですから追って知らせ致します。

至急！

昭和四十八年一月二十四日

神戸市兵庫区高羽柳町10
松下昇気付
京都大学評議会殿　山本光代

資料6

前略　同封した封筒の中には〈私〉が二月二十二日付および三月三日付書でのべた〈竹本信弘〉氏からの文書（複数）の一部が入っており、それらの文書には〈竹本信弘〉氏の署名、捺印のあることを〈私〉は確認しています。

ただし、貴評議会が、これを開封するためには〈私〉、あるいは〈私〉からの、この件に関する行動を委託されていることを示す文書類（署名、捺印のあるもの）をもう人間の立ち会いを必要としますので申し上げておきます。

昭和四十八年六月三日
京都大学評議会　松下昇㊞
京都大学評議会　御中

資料6

陳述請求について

前略　同封した封筒の中には〈私〉が二月二十二日付および三月三日付書でのべた〈竹本信弘〉氏からの文書（複数）の一部が入っており、それらの文書には〈竹本信弘〉氏の署名、捺印のあることを〈私〉は確認しています。

ただし、貴評議会が、これを開封するためには〈私〉、あるいは〈私〉からの、この件に関する行動を委託されていることを示す文書類（署名、捺印のあるもの）をもう人間の立ち会いを必要としますので申し上げておきます。

昭和四十八年六月三日
京都大学評議会　松下昇㊞
京都大学評議会　御中

資料7

申請人を

防弾チョッキで乱入

次々と弾圧

「二月二十八日に、全学の反対を押しきって評議会へ上申された〈竹本処分審査〉は、〈処分〉そのものの形式的、内容的不当性が次々と追及される中で、小田原評定の観を呈し、大きな暗礁に乗りあげている。

しかし、一月以来の七カ月有余の間に、〈処分〉そのものへの問いが、着々と退縮され、この弾圧をはねのける職場が広く形成される一方、警察権力の露骨な介入が顕現、実行され、また、文部省当局からの陰険な弾圧も強まって来ている。その現れが、六月二十日、二十八日、二十九日の、二度捜査であり、

「捜索された日のことは、商業新聞にも報道され、周知のことと思う。（注＝京都大学新聞六月十六日号参照のこと。捜索の情況が詳細に報告されている。）この日は、池田助教授の自宅、研究室のみならず、全国五都府県九カ所が捜索されている。この件については後で詳しく解れることにして、前に進もう。

六月二十八日の教養部捜索の後はじめて開かれた七月三日の評議会で、総長および事務局長から意外な事実が評議会に報告された。即ち、「六月二十八日の池田助教授の自宅・研究室の捜索と同時に並行して、本部時計台の庶務部庶務課が捜索され、竹本処分審査に関する若干の書類が警察に押収されたこと」という報告である。

この報告に続いて、浦和地裁が発行した差押許可状と、京都府警の発行する押収品目録交付書が読みあげられた。多くの評議員が驚かされ、あっけにとられている間にその日の評議会は閉会となった。

六月二十八日の教養部捜索の事態を重く見て、抗議行動が展開されたこの評議会での総長、事務局長の報告が、各学部教授会に報告されるにつれて、知れ渡ってきた。竹本処分に反対する学生たちは、七月十日本部時計台に行き、事務局長、庶務部長、庶務課長に抗議するため、面会を求めた。この三人は、評議会に常時出席する、いわば、評議会事務局の役を実質上担っている。その日、事務局長は総長とともに京院祐二の国交のため教文センターにおり不在であったが、庶務部長稲葉健治と庶務課長馬越鎮一の二人が学生たちの追及を受けた。

警察の竹本処分審査にからむ、庶務捜索の実体を明らかにするようにという学生たちの追及に、庶務部長、庶務課長の二人は終始小役人的振舞いで事実をひた隠すことに汲々としていた。しかし、七月十日、八月十四日の警官の学内乗り入れがあった。

こうした、目に見える弾圧の陰で、世にも奇怪な事態が進行していた。六月二十八日の「清風荘の密会」が、その象徴的な事件である。

われわれは、竹本処分を完全に葬り去るために、ここに同学会によって糾明された「六月事件」の背後に隠れた、全学の教職員、学生、そして全国の闘う労働者、学生の前に明らかにする。

（編集部）

全国五都府県九カ所で行われた強制捜索を報じたすべての商業新聞（産経新聞）は六月二十八日の朝刊ですでにこれらの捜索について報じている。が、本部時計台捜索に触れていないのも、ここで始めて驚き目的なものとして、納得出来ることになった。

松下氏らの訴え

さて、六月二十八日の〈新しい事態〉について、さらに詳しく報告し、論評するために、時間的経緯は前後することになるが、さきに、〈押収品目録交付書〉に見られた、〈被疑者松下昇に対する犯人隠避被疑事件〉について報告することにしよう。

この〈被疑者松下昇に対する犯人隠避事件〉については、六月二十八日の〈清風荘〉事件の後に、松下氏が自ら資料を入手にしたことにより、始めて松下サイドに関しては、その全貌が明らかになったものである。（注＝『情況』8月号所収池田報告を参照のこと）

竹本処分審査は一月十六日の評議会に上申され、受理され、そして開始された。われわれは、この一月十六日の評議会の演出に加担したもの、即ち、経済学部教官協議会、総長、時計台事務局、特に庶務部長、そして無定見にもそれを受理し、欠席裁判の道を拓いた評議員を、いつまでも弾劾しなければならない。

一般の学べての評議員の無知と無関心につけ込んで演出された一月十六日、七、大学が権力に屈服して行くドラマ（ユニ）に成功することが出来るかは、すべての闘う教官、職員、学生の課題として迫られている。

この〈被疑者松下昇に対する犯人隠避被疑事件〉について報告する前に、この事件の発端、経過を簡単に見ておこう。

幻の庶務課捜査

読者もすでに疑問を抱いたことと思うが、四交の場に居合わせた学生たちの眼にも写る第二に飛び込んできたのが「清風荘」という文字であった。何故に、竹本処分審査にかかわる書類が、清風荘で押収されたのか。総長が評議会で報告し、学生たちが確に聞いて本部時計台庶務部庶務課の捜索に、事務関係が整合しない。たたみかけるような学生たちの質問に、庶務部長と庶務課長は顔色一面を赤面したのである。（資料1参照）

ある。さて、学生たちに促されて馬越課長は自宅に行き、それらの書類を持って再び学生の追及の場に現われたことから、〈事件〉の全貌が少しずつ浮び出てくる。

庶務課長が提示した押収品目録を読んだ学生たちは、その始めのページを見て予期せざる事実を発見して驚いた。

その始めには、こう書かれていたのである。（資料1参照）

押収品目録

①封筒　竹本信弘から京大評議会宛　一枚
②申入書　一九七三・二・二十二付　松下昇から京大評議会宛　一枚
③京都大学学部議書　四十八・四・二十二起案文付　一枚
④四十八・四・二十四付京大評議会から松下昇宛発信文控　一枚
⑤京都大学学部議書　四十八・五・七起案（供閲）　一枚
⑥封筒　松下昇から京大評議会宛　一枚
⑦文書　四十八・五・三付　松下昇から京大評議会宛　一枚
⑧京都大学学部議書　四十八・六・六付起案（供閲）　一枚
⑨発信文控　四十八・五・二十四付京大評議会から山本光代宛　一枚
⑩封筒　山本光代から京大評議会宛　一枚
⑪文書　四十八・六・三付　山本光代から京大評議会宛　一枚
⑫封筒　山本光代から京大評議会宛　一枚
⑬陳述請求について と題する文書、四十八・二・二十四付　山本光代から京大評議会宛　一枚
⑭京都大学学部議書　四十八・四・二十三付起案文付　一枚
⑮発信文控　四十八・四・二十四付京大評議会から山本光代宛　一枚
⑯封筒　山本光代から京大評議会宛　一枚
⑰文書　山本光代から京大評議会宛　一枚
⑱京都大学学部議書　四十八・五・一付（供閲）　一枚
⑲京都大学学部議書　四十八・六・五・二十四付起案文付　五枚
⑳発信文控　四十八・五・二十四付　松下昇から京大評議会宛　一枚
㉑封筒　山本光代から京大評議会宛　一枚
㉒文書　四十八・六・三付　山本光代から京大評議会宛　一枚
㉓京都大学学部議書　四十八・六・六付（供閲）　一枚
㉔京都大学学部議書　四十八・六・九付　一枚
㉕発信文控　四十八・六・九付　京大評議会から山本光代宛　一枚
㉖封筒　山本光代から京大評議会宛　一枚
㉗京都大学学部議書　四十八・六・六付（供閲）　一枚
㉘京都大学学部議書　四十八・六・九付　一枚
㉙封筒　松下昇から京大評議会宛　一枚
㉚封筒一九七三・五・二七付　谷川正彦　一枚
〃　五・三一付　坂本守信　一枚
〃　五・三一付　宮本哲　三枚

資料1

押収品目録交付書

被疑者松下昇に対する犯人隠避被疑事件につき、本部は、昭和四十八年六月一十五日付浦和地方裁判所裁判官菊地平鉱が発した差押許可状にもとづき京都市左京区田中関田町官有地清荘において左記目録の物を押収したので目録を交付する。昭和四十八年六月一十八日。

京都府警察本部警備部警備課
司法警察員　警部補　新尾博司㊞

馬越鎮一殿
井上浩殿

別紙　押収品目録

①封筒　竹本信弘から京大評議会宛　一枚
②申入書　一九七三・二・二十二付　松下昇から京大評議会宛　一枚
③京都大学学部議書　四十八・四・二十二起案文付　一枚
④四十八・四・二十四付京大評議会から松下昇宛発信文控　一枚
⑤京都大学学部議書　四十八・五・七起案（供閲）　一枚
⑥封筒　松下昇から京大評議会宛　一枚
⑦文書　四十八・五・三付　松下昇から京大評議会宛　一枚
⑧京都大学学部議書　四十八・六・六付起案（供閲）　一枚
⑨発信文控　四十八・五・二十四付京大評議会から山本光代宛　一枚
⑩封筒　山本光代から京大評議会宛　一枚
⑪文書　四十八・六・三付　山本光代から京大評議会宛　一枚
⑫封筒　山本光代から京大評議会宛　一枚
⑬陳述請求について と題する文書、四十八・二・二十四付　山本光代から京大評議会宛　一枚
⑭京都大学学部議書　四十八・四・二十三付起案文付　一枚
⑮発信文控　四十八・四・二十四付京大評議会から山本光代宛　一枚
⑯封筒　山本光代から京大評議会宛　一枚
⑰文書　山本光代から京大評議会宛　一枚
⑱京都大学学部議書　四十八・五・一付（供閲）　一枚
⑲京都大学学部議書　四十八・六・五・二十四付起案文付　五枚
⑳発信文控　四十八・五・二十四付　松下昇から京大評議会宛　一枚
㉑封筒　山本光代から京大評議会宛　一枚
㉒文書　四十八・六・三付　山本光代から京大評議会宛　一枚
㉓京都大学学部議書　四十八・六・六付（供閲）　一枚
㉔京都大学学部議書　四十八・六・九付　一枚
㉕発信文控　四十八・六・九付　京大評議会から山本光代宛　一枚
㉖封筒　山本光代から京大評議会宛　一枚
㉗京都大学学部議書　四十八・六・六付（供閲）　一枚
㉘京都大学学部議書　四十八・六・九付　一枚
㉙封筒　松下昇から京大評議会宛　一枚
㉚封筒一九七三・五・二七付　谷川正彦　一枚
〃　五・三一付　坂本守信　一枚
〃　五・三一付　宮本哲　三枚

資料2

陳述請求について

昭和四十八年一月二十八日付報等を見て、私が連絡可能な〈竹本信弘〉氏が労務法第九条二項の規定による陳述を希望し、請求しますから至急関係資料を御送り下さい。

なお参考人審議を希望していますが、右陳述成中ですから追って知らせ致します。

至急！

昭和四十八年一月二十四日

神戸市兵庫区高羽柳町10
松下昇気付
京都大学評議会殿　山本光代

資料3

「三十三品目の内容に関しては、総長の独自判断で決定したのである。二十六日（六月二十六日＝引用者注）の評議会では一切ふれていない。庶務部長が押収品目録並びに差押許可状を現認したのは、二十八日の昼である。二十七日夕方事務局長から庶務部長に電話があった。『評議会と松下昇との往復文書が押収の対象となり、明日の朝押収しにくる。その文書を総長から庶務部長にもって行くように言ったので、耳に入れておく』との内容であった。」

資料4

申入書

〈私〉は、〈竹本信弘〉氏と連絡をとることが出来、〈処分〉過程に関する行動の全てを委託されています。その慣行を、より詳細に示している資料〈〉を入れてある未開封の封筒を手許にあります。

従って、貴評議会が〈処分〉の審査をおこなう以前に、〈私〉を被疑者とする必要な措置をとること（例　前記の事情について〈私〉に関係する情報を与えること）が、法的にも不可欠でしょう。

一九七三年二月二十二日
徳島市南蔵本町二丁目九の五
山本光代　気付
京都大学評議会　御中
松下昇㊞（注）

資料5

陳述請求について

昭和四十八年一月二十八日付報等を見て、私が連絡可能な〈竹本信弘〉氏が労務法第九条二項の規定による陳述を希望し、請求しますから至急関係資料を御送り下さい。

なお参考人審議を希望していますが、右陳述成中ですから追って知らせ致します。

至急！

昭和四十八年一月二十四日

神戸市兵庫区高羽柳町10
松下昇気付
京都大学評議会殿　山本光代

資料6

前略　同封した封筒の中には〈私〉が二月二十二日付および三月三日付書でのべた〈竹本信弘〉氏からの文書（複数）の一部が入っており、それらの文書には〈竹本信弘〉氏の署名、捺印のあることを〈私〉は確認しています。

ただし、貴評議会が、これを開封するためには〈私〉、あるいは〈私〉からの、この件に関する行動を委託されていることを示す文書類（署名、捺印のあるもの）をもう人間の立ち会いを必要としますので申し上げておきます。

昭和四十八年六月三日
京都大学評議会　松下昇㊞
京都大学評議会　御中

資料7

申請人を

防弾チョッキで乱入

次々と弾圧

「二月二十八日に、全学の反対を押しきって評議会へ上申された〈竹本処分審査〉は、〈処分〉そのものの形式的、内容的不当性が次々と追及される中で、小田原評定の観を呈し、大きな暗礁に乗りあげている。

しかし、一月以来の七カ月有余の間に、〈処分〉そのものへの問いが、着々と退縮され、この弾圧をはねのける職場が広く形成される一方、警察権力の露骨な介入が顕現、実行され、また、文部省当局からの陰険な弾圧も強まって来ている。その現れが、六月二十日、二十八日、二十九日の、二度捜査であり、

「捜索された日のことは、商業新聞にも報道され、周知のことと思う。（注＝京都大学新聞六月十六日号参照のこと。捜索の情況が詳細に報告されている。）この日は、池田助教授の自宅、研究室のみならず、全国五都府県九カ所が捜索されている。この件については後で詳しく解れることにして、前に進もう。

六月二十八日の教養部捜索の後はじめて開かれた七月三日の評議会で、総長および事務局長から意外な事実が評議会に報告された。即ち、「六月二十八日の池田助教授の自宅・研究室の捜索と同時に並行して、本部時計台の庶務部庶務課が捜索され、竹本処分審査に関する若干の書類が警察に押収されたこと」という報告である。

この報告に続いて、浦和地裁が発行した差押許可状と、京都府警の発行する押収品目録交付書が読みあげられた。多くの評議員が驚かされ、あっけにとられている間にその日の評議会は閉会となった。

六月二十八日の教養部捜索の事態を重く見て、抗議行動が展開されたこの評議会での総長、事務局長の報告が、各学部教授会に報告されるにつれて、知れ渡ってきた。竹本処分に反対する学生たちは、七月十日本部時計台に行き、事務局長、庶務部長、庶務課長に抗議するため、面会を求めた。この三人は、評議会に常時出席する、いわば、評議会事務局の役を実質上担っている。その日、事務局長は総長とともに京院祐二の国交のため教文センターにおり不在であったが、庶務部長稲葉健治と庶務課長馬越鎮一の二人が学生たちの追及を受けた。

警察の竹本処分審査にからむ、庶務捜索の実体を明らかにするようにという学生たちの追及に、庶務部長、庶務課長の二人は終始小役人的振舞いで事実をひた隠すことに汲々としていた。しかし、七月十日、八月十四日の警官の学内乗り入れがあった。

こうした、目に見える弾圧の陰で、世にも奇怪な事態が進行していた。六月二十八日の「清風荘の密会」が、その象徴的な事件である。

われわれは、竹本処分を完全に葬り去るために、ここに同学会によって糾明された「六月事件」の背後に隠れた、全学の教職員、学生、そして全国の闘う労働者、学生の前に明らかにする。

（編集部）

幻の庶務課捜査

読者もすでに疑問を抱いたことと思うが、四交の場に居合わせた学生たちの眼にも写る第二に飛び込んできたのが「清風荘」という文字であった。何故に、竹本処分審査にかかわる書類が、清風荘で押収されたのか。総長が評議会で報告し、学生たちが確に聞いて本部時計台庶務部庶務課の捜索に、事務関係が整合しない。たたみかけるような学生たちの質問に、庶務部長と庶務課長は顔色一面を赤面したのである。（資料1参照）

ある。さて、学生たちに促されて馬越課長は自宅に行き、それらの書類を持って再び学生の追及の場に現われたことから、〈事件〉の全貌が少しずつ浮び出てくる。

庶務課長が提示した押収品目録を読んだ学生たちは、その始めのページを見て予期せざる事実を発見して驚いた。

その始めには、こう書かれていたのである。（資料1参照）

押収品目録

①封筒　竹本信弘から京大評議会宛　一枚
②申入書　一九七三・二・二十二付　松下昇から京大評議会宛　一枚
③京都大学学部議書　四十八・四・二十二起案文付　一枚
④四十八・四・二十四付京大評議会から松下昇宛発信文控　一枚
⑤京都大学学部議書　四十八・五・七起案（供閲）　一枚
⑥封筒　松下昇から京大評議会宛　一枚
⑦文書　四十八・五・三付　松下昇から京大評議会宛　一枚
⑧京都大学学部議書　四十八・六・六付起案（供閲）　一枚
⑨発信文控　四十八・五・二十四付京大評議会から山本光代宛　一枚
⑩封筒　山本光代から京大評議会宛　一枚
⑪文書　四十八・六・三付　山本光代から京大評議会宛　一枚
⑫封筒　山本光代から京大評議会宛　一枚
⑬陳述請求について と題する文書、四十八・二・二十四付　山本光代から京大評議会宛　一枚
⑭京都大学学部議書　四十八・四・二十三付起案文付　一枚
⑮発信文控　四十八・四・二十四付京大評議会から山本光代宛　一枚
⑯封筒　山本光代から京大評議会宛　一枚
⑰文書　山本光代から京大評議会宛　一枚
⑱京都大学学部議書　四十八・五・一付（供閲）　一枚
⑲京都大学学部議書　四十八・六・五・二十四付起案文付　五枚
⑳発信文控　四十八・五・二十四付　松下昇から京大評議会宛　一枚
㉑封筒　山本光代から京大評議会宛　一枚
㉒文書　四十八・六・三付　山本光代から京大評議会宛　一枚
㉓京都大学学部議書　四十八・六・六付（供閲）　一枚
㉔京都大学学部議書　四十八・六・九付　一枚
㉕発信文控　四十八・六・九付　京大評議会から山本光代宛　一枚
㉖封筒　山本光代から京大評議会宛　一枚
㉗京都大学学部議書　四十八・六・六付（供閲）　一枚
㉘京都大学学部議書　四十八・六・九付　一枚
㉙封筒　松下昇から京大評議会宛　一枚
㉚封筒一九七三・五・二七付　谷川正彦　一枚
〃　五・三一付　坂本守信　一枚
〃　五・三一付　宮本哲　三枚

資料1

押収品目録交付書

被疑者松下昇に対する犯人隠避被疑事件につき、本部は、昭和四十八年六月一十五日付浦和地方裁判所裁判官菊地平鉱が発した差押許可状にもとづき京都市左京区田中関田町官有地清荘において左記目録の物を押収したので目録を交付する。昭和四十八年六月一十八日。

京都府警察本部警備部警備課
司法警察員　警部補　新尾博司㊞

馬越鎮一殿
井上浩殿

別紙　押収品目録

①封筒　竹本信弘から京大評議会宛　一枚
②申入書　一九七三・二・二十二付　松下昇から京大評議会宛　一枚
③京都大学学部議書　四十八・四・二十二起案文付　一枚
④四十八・四・二十四付京大評議会から松下昇宛発信文控　一枚
⑤京都大学学部議書　四十八・五・七起案（供閲）　一枚
⑥封筒　松下昇から京大評議会宛　一枚
⑦文書　四十八・五・三付　松下昇から京大評議会宛　一枚
⑧京都大学学部議書　四十八・六・六付起案（供閲）　一枚
⑨発信文控　四十八・五・二十四付京大評議会から山本光代宛　一枚
⑩封筒　山本光代から京大評議会宛　一枚
⑪文書　四十八・六・三付　山本光代から京大評議会宛　一枚
⑫封筒　山本光代から京大評議会宛　一枚
⑬陳述請求について と題する文書、四十八・二・二十四付　山本光代から京大評議会宛　一枚
⑭京都大学学部議書　四十八・四・二十三付起案文付　一枚
⑮発信文控　四十八・四・二十四付京大評議会から山本光代宛　一枚
⑯封筒　山本光代から京大評議会宛　一枚
⑰文書　山本光代から京大評議会宛　一枚
⑱京都大学学部議書　四十八・五・一付（供閲）　一枚
⑲京都大学学部議書　四十八・六・五・二十四付起案文付　五枚
⑳発信文控　四十八・五・二十四付　松下昇から京大評議会宛　一枚
㉑封筒　山本光代から京大評議会宛　一枚
㉒文書　四十八・六・三付　山本光代から京大評議会宛　一枚
㉓京都大学学部議書　四十八・六・六付（供閲）　一枚
㉔京都大学学部議書　四十八・六・九付　一枚
㉕発信文控　四十八・六・九付　京大評議会から山本光代宛　一枚
㉖封筒　山本光代から京大評議会宛　一枚
㉗京都大学学部議書　四十八・六・六付（供閲）　一枚
㉘京都大学学部議書　四十八・六・九付　一枚
㉙封筒　松下昇から京大評議会宛　一枚
㉚封筒一九七三・五・二七付　谷川正彦　一枚
〃　五・三一付　坂本守信　一枚
〃　五・三一付　宮本哲　三枚

資料2

陳述請求について

昭和四十八年一月二十八日付報等を見て、私が連絡可能な〈竹本信弘〉氏が労務法第九条二項の規定による陳述を希望し、請求しますから至急関係資料を御送り下さい。

なお参考人審議を希望していますが、右陳述成中ですから追って知らせ致します。

至急！

昭和四十八年一月二十四日

神戸市兵庫区高羽柳町10
松下昇気付
京都大学評議会殿　山本光代

資料3

「三十三品目の内容に関しては、総長の独自判断で決定したのである。二十六日（六月二十六日＝引用者注）の評議会では一切ふれていない。庶務部長が押収品目録並びに差押許可状を現認したのは、二十八日の昼である。二十七日夕方事務局長から庶務部長に電話があった。『評議会と松下昇との往復文書が押収の対象となり、明日の朝押収しにくる。その文書を総長から庶務部長にもって行くように言ったので、耳に入れておく』との内容であった。」

資料4

申入書

〈私〉は、〈竹本信弘〉氏と連絡をとることが出来、〈処分〉過程に関する行動の全てを委託されています。その慣行を、より詳細に示している資料〈〉を入れてある未開封の封筒を手許にあります。

従って、貴評議会が〈処分〉の審査をおこなう以前に、〈私〉を被疑者とする必要な措置をとること（例　前記の事情について〈私〉に関係する情報を与えること）が、法的にも不可欠でしょう。

一九七三年二月二十二日
徳島市南蔵本町二丁目九の五
山本光代　気付
京都大学評議会　御中
松下昇㊞（注）

資料5

陳述請求について

昭和四十八年一月二十八日付報等を見て、私が連絡可能な〈竹本信弘〉氏が労務法第九条二項の規定による陳述を希望し、請求しますから至急関係資料を御送り下さい。

なお参考人審議を希望していますが、右陳述成中ですから追って知らせ致します。

至急！

昭和四十八年一月二十四日

神戸市兵庫区高羽柳町10
松下昇気付
京都大学評議会殿　山本光代

資料6

前略　同封した封筒の中には〈私〉が二月二十二日付および三月三日付書でのべた〈竹本信弘〉氏からの文書（複数）の一部が入っており、それらの文書には〈竹本信弘〉氏の署名、捺印のあることを〈私〉は確認しています。

ただし、貴評議会が、これを開封するためには〈私〉、あるいは〈私〉からの、この件に関する行動を委託されていることを示す文書類（署名、捺印のあるもの）をもう人間の立ち会いを必要としますので申し上げておきます。

昭和四十八年六月三日
京都大学評議会　松下昇㊞
京都大学評議会　御中

資料7

申請人を

防弾チョッキで乱入

次々と弾圧

「二月二十八日に、全学の反対を押しきって評議会へ上申された〈竹本処分審査〉は、〈処分〉そのものの形式的、内容的不当性が次々と追及される中で、小田原評定の観を呈し、大きな暗礁に乗りあげている。

しかし、一月以来の七カ月有余の間に、〈処分〉そのものへの問いが、着々と退縮され、この弾圧をはねのける職場が広く形成される一方、警察権力の露骨な介入が顕現、実行され、また、文部省当局からの陰険な弾圧も強まって来ている。その現れが、六月二十日、二十八日、二十九日の、二度捜査であり、

「捜索された日のことは、商業新聞にも報道され、周知のことと思う。（注＝京都大学新聞六月十六日号参照のこと。捜索の情況が詳細に報告されている。）この日は、池田助教授の自宅、研究室のみならず、全国五都府県九カ所が捜索されている。この件については後で詳しく解れることにして、前に進もう。

六月二十八日の教養部捜索の後はじめて開かれた七月三日の評議会で、総長および事務局長から意外な事実が評議会に報告された。即ち、「六月二十八日の池田助教授の自宅・研究室の捜索と同時に並行して、本部時計台の庶務部庶務課が捜索され、竹本処分審査に関する若干の書類が警察に押収されたこと」という報告である。

この報告に続いて、浦和地裁が発行した差押許可状と、京都府警の発行する押収品目録交付書が読みあげられた。多くの評議員が驚かされ、あっけにとられている間にその日の評議会は閉会となった。

六月二十八日の教養部捜索の事態を重く見て、抗議行動が展開されたこの評議会での総長、事務局長の報告が、各学部教授会に報告されるにつれて、知れ渡ってきた。竹本処分に反対する学生たちは、七月十日本部時計台に行き、事務局長、庶務部長、庶務課長に抗議するため、面会を求めた。この三人は、評議会に常時出席する、いわば、評議会事務局の役を実質上担っている。その日、事務局長は総長とともに京院祐二の国交のため教文センターにおり不在であったが、庶務部長稲葉健治と庶務課長馬越鎮一の二人が学生たちの追及を受けた。

警察の竹本処分審査にからむ、庶務捜索の実体を明らかにするようにという学生たちの追及に、庶務部長、庶務課長の二人は終始小役人的振舞いで事実をひた隠すことに汲々としていた。しかし、七月十日、八月十四日の警官の学内乗り入れがあった。

こうした、目に見

竹本処分審査 その暗黒をあばく

総長、警察と内通

清風荘の密会 評議会にはウソの報告

許されぬ総長の背信 ただちに審査の中止を

前面よりつづく

何が狙われたか

さて、われわれは、こうした権力による、竹本処分審査への介入に対して、断固として反対の意思を明らかにし、評議会に対して、次のような要請を行った。（資料7参照）

事実関係の経過を述べることにしよう。六月二〇日第一波の捜索・押収を行った警察当局には、まだなすべきことが残っていた。

情報源を探索することはさておき、警察は山本光氏が竹本氏からの〈差伝状〉を評議会に六月二〇日迄に届けねばならぬことを既に二〇日以前に知っていたようがある。現に山本氏は六月二〇日に京都大学の庶務部を訪れ、馬鹿騒ぎに笑っている。六月十九日に徳島を発った山本氏は、岡山から神戸（一泊）そして東一条署に他数の私服警官につけられていたのであった。評議会と山本氏との文書の交換は、評議会一任になっていたはずであるから、六月二〇日が山本氏にとって最休のある日であり、しかも、現に二〇日に山本氏が時計台内へ訪れているということは、警察は、山本氏の動向を探索することにおこたりなく、六月二十一日の夕方に、山本氏が時計台内へ訪れていたのである。話は、七月十日迄、捜査の対象になった例を御存知の方に教えて欲しい。評議会が議論上の職責を果たそうとする過程そのものが、警察の差押えの対象にされている。「差押えすべき場所」、京都大学評議会（この一語がどうか、しかも、「差押えすべき物」として、増玉警察が請求し、浦和地裁が許可した令状をとくと吟味された。要するに、竹本処分に関して、京都大学評議会が、評議会以外の者との間に接触することは、警察は押えようとしているのである。

この山本氏の行動と、先に述べた、六月三日付の松下昇氏の文書およびそこに同封されている「未開封の封筒」に警察は狙いを定めていた。これこそが、この事件の質問で述べたとおりの、「新しい事態」なのである。

冒頭に触れたように、六月二十八日は、池田助教授の居宅および研究室を始めとして、全国五都府県九カ所が捜索された。

いずれも、「被疑者松下昇」に対する「犯人隠避被疑事件」の令状付捜査の名目で、令状請求人は埼玉県警、発行人は浦和地裁である。

われわれは、この二度にわたる捜査に対して、評議会の抗議に対する、あるいは権力からの自立性がいかに危惧されて来たかを、池田氏は、評議会に対して、抗議と要請を行っている。（資料8参照）

〈評議会〉を差押える

ところが、六月二十八日は、まったく秘密裡に、〈清風〉事件、事件の質問書を、松下氏に対する犯人隠避被疑事件の令状を、評議会に対して、差押えようとする意図を、警察は、六月二十八日の捜索の対象に、他の私宅、事務局長、庶務課長が、プリンスホテルで手はずを整えるための打ち合わせを行っている。そして、注意しておかねばならないことは、六月二十六日に評議会が開かれていること。そして、差押許可状の期限が七月二日迄であること。そして、七月二十八日以後、初の評議会が開かれ、総長が二十八日の報告を行い、しかも、〈清風〉「竹本以外の者が同評議会に発し

この令状は、六月二十六日に浦和地裁が発行している。そして、二十八日に〈清風〉の密会が行われ、松下、山本関係書類三十三点が押収品として（資料9参照）、人事課長と庶務課長の手を通して、警察側に手渡されている。その前日、二十七日の夕方に、総長、事務局長、庶務課長がプリンスホテルで手はずを整えるための打ち合わせを行っている。そして、注意しておかねばならないことは、六月二十六日に評議会が開かれていること。そして、差押許可状の期限が七月二日迄であること。そして、七月二十八日以後、初の評議会が開かれ、総長が二十八日の報告を行い、しかも、〈清風〉「竹本以外の者が同評議会に発し

ているという事実。七月十日に学生が始めて〈清風荘〉事件を知ったこと。七月十一日に、総長は緊急部局長会議を開き、〈清風〉事件を認め、七月十七日の評議会で、評議員に対して〈清風荘〉事件を事実として認めた。以上が、六月二十五日から七月十七日迄での時間的経緯である。

そもそも、大学の評議会が警察の捜査の対象になった例を御存知のかたは教えて欽しい。評議会が議論上の職責を果たそうとする過程そのものが、警察の捜査の対象にされている。「差押えすべき場所」、京都大学評議会（この一語がどうか、しかも、「差押えすべき物」として、増玉警察が請求し、浦和地裁が許可した令状をとくと吟味された。要するに、竹本処分に関して、京都大学評議会が、評議会以外の者との間に接触することは、警察は押えようとしているのである。

任意提出のなぜ

疑惑はつきない。第三項に該当する物が、総長が自ら渡した三冊目の中に含まれている。それこそ、「メモ（写し）山本光代外二名との損害賠償（慰謝料）」に関する書類である。

六月一〇日に山本光代外二名との損害賠償（慰謝料）に関する書類